

議第14号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のよう定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿

(提案理由)

- ・連携型中高一貫校における、連携中学校の追加を行うため。
- ・高等学校学習指導要領の改正に伴い、教科課程の名称を改めるため。
- ・総合学科における系列の多様化に伴い、二以上の学科を置く学校における総合学科に学科主任を置くため。
- ・寮を置く学校において、教諭の舎監業務にかかる負担軽減を図るため。
- ・学校教育法施行規則の一部改正により、部活動指導員を新設するため。
- ・夏季特別休暇の取得促進を図るため。
- ・その他所要の規定整備を行うため。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

- (1) 教育課程の連携
西濃地区連携型中高一貫校において、平成 31 年度から、揖斐川町立谷汲中学校及び揖斐川町立坂内中学校を連携中学校として加えることに伴うもの。(第 6 条の 2 第 1 項)
- (2) 教育課程の届出等、単位の認定
高等学校学習指導要領の改正に伴うもの。(第 7 条第 1 項、第 13 条)
- (3) 学科主任及び農場長
総合学科における系列・コースの多様化に伴い、これまで二以上の学科を置く学校において専門教育を主とする学科に置くことが認められていた主任を、二以上の学科を置く学校における総合学科にも置くことができるようにするもの。(第 18 条第 1 項)
- (4) 寮務主任及び舎監
寮を置く学校において、教諭の舎監業務の負担軽減を図るもの。(第 20 条第 5 項)
- (5) 部活動指導員
学校教育法施行規則の一部改正により、部活動指導員を新設するもの。(第 26 条)
- (6) 職員の有給休暇
夏季特別休暇の取得促進を図るもの。(第 28 条の 2 第 3 項)
- (7) その他、所要の規定整備を行うもの。

2 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表岐阜県立揖斐高等学校の項中「揖斐川町立北和中学校」を「揖斐川町立北和中学校

揖斐川町立谷汲中学校 に改める。

揖斐川町立坂内中学校」

第七条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間の」に、「当該時間配当」を「当該配当」に改める。

第十三条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第十八条第一項中「専門教育を主とする学科」の下に「及び総合学科」を加える。

第十九条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第二十条第五項中「教諭」の下に「養護教諭、講師（常時勤務の者に限る）、養護助教諭又は実習助手」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（部活動指導員）

第二十六条 学校に、部活動指導員を置くことができる。

2 部活動指導員は、高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（高等学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第二十八条の二第二項中「第七十五条第八号」を「。以下この条において「勤務

条件規則」という。)第七十五条第一項第八号」に改め、同条第三項中「特別休暇」の下に「(勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一項及び第十三条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に高等学校に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条の規定により入学した生徒で施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの(以下「編入学生」という。)を除く。)に係る教育課程から適用し、施行日前に高等学校に入学した生徒及び施行日以後に高等学校に入学した編入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

目次 略

(新)

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第六条 略

(教育課程の連携)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる学校（以下この条において「連携型高等学校」という。）の校長は、規則第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下この条において「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の校長とあらかじめ協議し、教育課程を編成するものとする。

2 略	岐阜県立揖斐高等学校	揖斐川町立揖斐川中学校 揖斐川町立北和中学校 揖斐川町立谷汲中学校 揖斐川町立坂内中学校
	岐阜県立八百津高等学校	八百津町立八百津中学校 八百津町立八百津東部中学校
	岐阜県立郡上北高等学校	郡上市立白鳥中学校
	岐阜県立飛騨神岡高等学校	飛騨市立神岡中学校 飛騨市立山之村中学校

(教育課程の届出等)

第七条 校長は、学年末までに、翌年度の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、特別活動のうちホームルーム活動及び総合的な探究の時間の配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該配当を変更しようとするときも、同様とする。

目次 略

(旧)

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第六条 略

(教育課程の連携)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる学校（以下この条において「連携型高等学校」という。）の校長は、規則第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下この条において「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の校長とあらかじめ協議し、教育課程を編成するものとする。

2 略	岐阜県立揖斐高等学校	揖斐川町立揖斐川中学校 揖斐川町立北和中学校
	岐阜県立八百津高等学校	八百津町立八百津中学校 八百津町立八百津東部中学校
	岐阜県立郡上北高等学校	郡上市立白鳥中学校
	岐阜県立飛騨神岡高等学校	飛騨市立神岡中学校 飛騨市立山之村中学校

(教育課程の届出等)

第七条 校長は、学年末までに、翌年度の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、特別活動のうちホームルーム活動及び総合的な学習の時間の配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

第七条の二から第八条まで 略

第四章 略

第五章 単位の認定及び卒業の認定

(単位の認定)

第十三条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な探究の時間を履修し、当該学年におけるその成果が教科及び科目又は総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第十三条の二から第十四条まで 略

第六章 職員組織

第十五条から第十七条まで 略

(学科主任及び農場長)

第十八条 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科及び総合学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。
2から4まで 略

第十八条の二 略

(その他の主任等)

第十九条 校長は、前三条に定めるもののほか、必要な主任等を置くことができる。

2 略

第七条の二から第八条まで 略

第四章 略

第五章 単位の認定及び卒業の認定

(単位の認定)

第十三条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な学習の時間を履修し、当該学年におけるその成果が教科及び科目又は総合的な学習の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第十三条の二から第十四条まで 略

第六章 職員組織

第十五条から第十七条まで 略

(学科主任及び農場長)

第十八条 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。
2から4まで 略

第十八条の二 略

(その他の主任等)

第十九条 校長は、前二条に定めるもののほか、必要な主任等を置くことができる。

2 略

(寮務主任及び舎監)

第二十条 寄宿舎を置く学校には、寮務主任及び舎監を置く。ただし、これらの者の担当する寮務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2から4まで 略

5 舎監は、当該学校の教諭、養護教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、養護助教諭又は実習助手の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第二十一条から第二十五条まで 略

(部活動指導員)

第二十六条 学校に、部活動指導員を置くことができる。

2 部活動指導員は、高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（高等学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第二十七条及び第二十八条 略

第二十八条の二 職員の病気休暇又は特別休暇（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号。以下この条において「勤務条件規則」という。）第七十五条第一項第八号及び第十四号に掲げる場合を除く。次項において同じ。）は、校長が承認する。ただし、引き続き二十日以上にわたる病気休暇を承認しようとする場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、校長は、引き続き四日以上にわたる病気休暇又は特別休暇（勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。）を受けようとする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第二十八条の三から第二十九条の三まで 略

2 略

(寮務主任及び舎監)

第二十条 寄宿舎を置く学校には、寮務主任及び舎監を置く。ただし、これらの者の担当する寮務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2から4まで 略

5 舎監は、当該学校の教諭
の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第二十一条から第二十五条まで 略

第二十六条 削除

第二十七条及び第二十八条 略

第二十八条の二 職員の病気休暇又は特別休暇（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号。以下この条において「勤務条件規則」という。）第七十五条第八号及び第十四号に掲げる場合を除く。次項において同じ。）は、校長が承認する。ただし、引き続き二十日以上にわたる病気休暇を承認しようとする場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、校長は、引き続き四日以上にわたる病気休暇又は特別休暇
を受けようとする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第二十八条の三から第二十九条の三まで 略

第七章から第十二章まで 略

附則 略

別表 略

別記第1号様式から第13号様式まで 略

第七章から第十二章まで 略

附則 略

別表 略

別記第1号様式から第13号様式まで 略

連携型中高一貫教育における連携型中学校の拡大について

揖斐川町で実施する連携型中高一貫教育について、揖斐川町教育委員会より、かねてから揖斐川町立谷汲中学校、坂内中学校2校を連携型中学校とする旨の要望、これまでの連携教育の実績から、**町内全4中学校へ連携校を拡充**

(現状) 揖斐高校 ⇔ 揖斐川中、北和中

(拡大) 揖斐高校 ⇔ 揖斐川中、北和中、谷汲中、坂内中

1. これまでの経緯

- 平成16年4月 旧揖斐川町立中全2校(揖斐川中, 北和中)と揖斐高の連携開始
- 平成17年1月 旧揖斐川町と谷汲村、春日村、藤橋村、久瀬村、坂内村が合併し谷汲中、坂内中も揖斐川町立中となったが、連携中となっていない

2. 揖斐川町立4中学校と揖斐高校の連携教育活動実績

- 地元の大切な揖斐高校を「揖斐川町立揖斐高校」のつもりで活動しており、すでに可能な限り、**町内全4中学校と揖斐高校と連携**

- ・学習面談 : 全4校の中3全員 (6/22~26)
- ・サマースクール : 全4校の中3希望者 (7/26~31)
- ・学習発表会 : 全4校の中2全員が発表会のリハ見学 (1/25)
- ・中高協働の一部の地域ボランティア活動 : 全4校参加 (随時)

- 今年度より、西濃地区連携型中高一貫教育連絡協議会において谷汲中校長と坂内中校長もオブザーバーとして参加

3. 揖斐高校の意向

- ✓ 揖斐川町の意向は歓迎しており、前向きに対応したい。
- ✓ 連携活動、高校入試業務で2校増えたとしても、業務量の負担等の影響は大きくない見込みで、望ましい方向性であると考えている。